

福島県国民健康保険運営協議会傍聴要領

(令和5年7月19日一部改正)

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議を傍聴する方は、開始予定時刻までに氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さに制限がありますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴するに当たって守っていただく事項

- ア 会議中は、静粛に傍聴すること。
- イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他の示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- ウ 会議における発言に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- エ 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- キ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴する方は事務局の指示に従ってください。
なお、これに従わない場合は、退場していただくことがあります。
- (2) 会議中、会場の秩序が維持できなくなった場合、または緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

4 新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項

- (1) 発熱や咳などの症状がある場合は、傍聴を控えていただくようお願いします。